固定資産税の第一期納期限は五月に延期

―変わる宅地の取扱い―

例年四月が納期の固定資産税が今年は五月に延期される見込みです。

これは宅地の取扱いがかわって二〇〇㎡までの住宅用地には税金が安くなります。

昭和五十年を目標に、工場や倉庫、作業場等、住宅用以外の宅地で法人所有のものは評価額の一〇〇%、個人所有のものは評価額の六〇%の額を課税標準額として、課税の計算がされます。住宅用地については評価額の五〇%とし、更に現に居住の用に供している、二〇〇㎡までの住宅用地は、評価額の二十五%の額を課税標準額として計算されます。

これらの関係法律の改正が国会で成立するのを待って実施するわけで、四十九年度第一期の固定資産税の納期は五月末日の見込みです。

四十九年度は、五十年度に移行するための措置と従来の負担調整措置がとられて、税率は五十年度より低くなりますが、四十八年度よりは高くなります。

くわしい事は税務課へお尋ねください。

妊産婦・乳幼児の医療が無料に

―四月一日から―

妊産婦・乳幼児の医療の無料化は昨年の四月から実施されて来ましたが、今迄は所得制限があり該当にならない家庭も多々ありましたが今年の四月一日からは所得制限が全廃になりました。したがって、全家庭の妊産婦・乳幼児が対象となります。

届出は速かに役場の窓口に母子手帳と保険証および印鑑を持参下さい。その際は支払い金融機関の口座番号等の提示もお願い致します。

なお、受診の時は受給者証を必ず診療所（病院、医院）の窓口に提示して下さい。

自賠責共済が契約切れになっていませんか

農繁期に入り、活動する時期になりますと、交通事故の増加が目立ってきますが、皆さんが所有のバイクは自賠責共済の加入が義務付けられております。万一の事故に備え、必ず加入致しましょう。

また、昭和四十九年二月一日より長期の契約（二年、三年）が出来るようになりました。

限度の最高額も昭和四十八年十二月一日より死亡の場合、一、〇〇〇万円、傷害の場合八〇万円と引き上げになりました。

すでに加入されている人も今一度契約日を確認しておきましょう。

加入申込みは農協および村内自転車店へ。

悲しみの中からご寄附

岩室の和田義男さんは、三月十五日お父さんを亡くされました。

悲しみの中から「社会福祉に役だててほしい」と五万円の多額のご寄附が届けられました。

趣旨に沿うべく活用させていただきます。

故人のごめい福をお祈り申しあげますとともに厚く御礼申しあげます。

森林の立木伐採は届出を

森林の立木を伐採しようとする人は、森林法により伐採を開始する前、◇国定公園区域内の伐採は**許可**が必要です。◇国定公園区域以外の伐採は**届出**が必要です。伐採のあとは必ず植林をいたしましょう。

が、届出用紙や詳しいことは役場農政課へ問い合せください。

水道の加入金制度を四月一日から実施

新しく水道に加入される方及び、加入している方で引込管を大きくされる方は、この制度によって加入金を納入しなければならなくなりました。

一般家庭（十三ミリ使用）では変更はありませんが、次表の通りになりましたので何分の御協力をお願いいたします。

この加入金は、十三ミリでも五〇ミリでも一律に二万二千円の分担金であったものを、多く使う方々には、多く負担して戴き、少しでも水道料金の値上げをおさえようということでできめられたわけです。

又現在加入している方で、給水管を大きくして水を多く使い度い方は次の例のようになります。

現在十三ミリの方が二十五ミリの管にしたとすれば、加入金の差額三万三千円が新たに徴収されます。

加入金の額

メーターの口径	加入金の額
13㎜	22,000円
20㎜	35,000
25㎜	55,000
30㎜	85,000
40㎜	140,000
50㎜	220,000
75㎜	500,000
100㎜以上	別が管理者が定める

公徳傘を返して

昨年五月に岩室村勤労親和会で、岩室駅に設置した公徳傘は利用者の皆さんから大変喜ばれています。

ところが、最近この傘の数がだんだん減ってきています。この傘はみんなが利用するものですから、使った後は必ずもとのところへ返してください。

岩室村勤労親和会より

お知らせ

標準小作料の取り扱い

岩室村の標準小作料が昭和四十七年二月一日付にて県知事の承認を得て決定して以来、二年過ぎましたがまだ、いろいろな意味で誤解しておられるようですので、もう一度村民の皆様に自覚していただくようお知らせいたします。

① 昭和四十六年十二月三十一日までに小作契約を結び、現在も継続しているものについては、従前の法定小作料で行なってください。

② 昭和四十七年一月一日以降新規の小作契約については、制定された標準小作料で行なってください。

なお、くわしいことは役場農業委員会事務局へお尋ねください。

物を節約しよう

消費生活懇談会盛会に終る

諸物価の相つぐ値上りに対処すべく、三月五日午後一時三十分から役場第二会議室に於て消費生活懇談会が開催され、新潟相互銀行研修所長田中俊夫先生の「物価問題と日本経済の行方を占う」と題する講演の後、消費者代表、営業者代表の意見発表に続き参加者全員が午後四時三十分まで熱心に研修懇談を行ない散会しました。

講演には約五十名の岩室中学校三年生が社会科の勉強のため聴講、熱心にメモを取る姿が見受けられました。

危険物の収集開始

4月から12月まで

1～3月の冬期間中止していました危険物の収集を次の日程で再開いたします。

毎月	収集部落
第一木曜日 午後から	高橋　富岡　津雲田　原 和 1.2.3.4.5.6.7.8.9.10区
第二木曜日 午後から	白鳥　久保田　猿ヶ瀬　石瀬 金池　岩室
第三木曜日 午後から	西中　夏井　南谷内　北野　三方　西長島　橋本　樋曾　栄
第四木曜日 午後から	潟上　西船越　高畑　油島 新谷　横曾根　間瀬全区

◇搬出する危険物は，ビニール袋，紙袋，ダンボール箱に入れて下さい。
◇この日程では，大型危険物は収集しません。
◇この日程以外に搬出した危険物は収集しません。
◇危険物とゴミをハッキリと区別して，指定の場所へ出して下さい。

「ハイ……県くらしのダイヤルです」

消費生活に関するテレホンサービスの実施!!

混乱する経済状態のなか消費者の皆さんに生活の安定と向上を計ってもらうため、県では三月一日より消費生活に関する諸情報、生活関連物資の需給状況、価格の動向等を電話により提供しております。皆さんのくらしの知恵として活用ください。

○電話番号（〇二五二）六七―七〇〇〇

○名称「ハイ、県くらしのダイヤルです」
○通話時間、一情報約三分、
○サービス時間は二十四時間
○情報の更新切替え（日曜を除いて）は平日が午後二時に、土曜日が正午です。

住所の異動等の手続きは十四日以内に

自分の住んでいる市町村書と、国民年金証書（加入者だけ）それに印鑑を持っていないと、選挙ができなかったりするなど、いろいろと不都合なことがでてきます。

住所に異動のあったときは、必ず十四日以内に住民課へ届けてください。

◎転入者

他の市町村から岩室村へ来られた方は、前に住んでいた市町村からの転出証明書と、国民年金証書（加入者だけ）それに印鑑を持って手続きしてください。

なお、国民健康保険への加入希望もこのとき申し出てください。

◎転出届

村外へ住所をうつされる方は、印鑑をお持ちのうえ「転出証明書」の交付を受けてください。そして、それを持って転出先の市町村役場へ届け出てください。

また、国民健康保険および国民年金に加入されている方は、手続きにこられるとき、国民健康保険者証、国民年金手帳をお持ちください。

◎転居届

村内で住所をうつされたときも、届け出が必要です

◎転居したら郵便局へも届け出を

進学や就職、転勤と住所をうつされる方が多い時期ですが、たいせつな郵便物が迷い子にならないよう旧住所の配達を受け持つ郵便局にも転居届を出してください。郵便局では転居の日から一年間は、転居先へ郵便物が転送されます。しかし転居届が出ていない場合は、郵便物は差出人に返送されてしまいます。

交通災害共済

あなたも忘れずに加入を！

一日一円の安い掛金であなたを保障する交通災害共済の加入申し込みを受け付け中です。あなたのご家庭では、もう加入を済まされたでしょうか。まだ加入されてない人は、早目に加入の申し込みをしてください

交通事故はもう他人ごとではありません。あなたもいつどんな事故にあうかもしれません。

万一の交通事故に備え、あなたも家族そろって加入してください。